

1. 憲法

1. 次の文章は日本国憲法の条文である。□に入る適当な語句を解答欄に記入せよ。(3点)
- (1) すべて国民は、□アに平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
 - (2) 地方公共団体には、□イの定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
 - (3) 国の□ウを処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。
 - (4) □エは、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
 - (5) 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、□オされない。但し、これがため、□オの権利は、害されない。
 - (6) 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する□カである。

2. 次のア.~ケ.の選択肢のうち、正しいもの4つを解答欄に記入せよ。(4点)

- ア. 通説によれば、裁判官の懲戒については、行政機関だけでなく立法機関によるものも許されない。
- イ. 国会の権能として、内閣総理大臣の指名権、法律の議決権、条約締結権、憲法改正の発議権などが挙げられる。
- ウ. 国会における両議院の会議は、公開とする。但し、総議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。
- エ. 何人も、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われないが、実行の時に適法であった行為または既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われることがある。
- オ. 国会は、国権の最高機関であり、唯一の立法機関であるが、この単独立法の例外として、地方特別法がある。
- カ. 生命・自由及び幸福追求権、財産権、思想・良心の自由は、公共の福祉に反しない限りで保障される。
- キ. 緊急集会は、衆議院が解散されて総選挙が行われ、特別会が召集されるまでの間に、内閣のみが求めることができる。
- ク. 国の債務負担行為は、国会の議決に基づくことが必要とされるが、この議決の方式として、財政法上予算だけでなく法律も認められている。
- ケ. 判例によれば、公務員は国家公務員法で身分が保障されているため憲法でいう勤労者には含まれず、そのため勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は保障されない。

3. 内閣が総辞職しなければならない場合について述べよ。(3点)

2 . 民法

1 . 次の文章のうち、正しいものには を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。
(8 点)

- (1) AはBとの間において、Bが試験に合格した場合、A所有のクルーザーをBに売却する旨の契約を締結した。このとき合格発表前に、嵐によりクルーザーが滅失した場合、Bが合格したとしてもAはBに代金を請求することができない。
- (2) 債務者は相当の担保を提供することによって、留置権の消滅を請求することができる。しかしながら、同時履行の抗弁権に関しては、このような請求は認められない。
- (3) 売買の目的物に隠れた瑕疵があった場合、その事実を知った時から1年以内であれば、善意の買主はその瑕疵の程度にかかわらず契約を解除し、損害賠償を請求することができる。
- (4) 使用者は、従業員が起こした客への加害行為について使用者責任を負う場合には、客への賠償後においても従業員に求償することはできない。
- (5) 民法においては、弁済の充当の方法が規定されているが、この規定はあくまで当事者間の合意がなされない場合に用いられる。
- (6) Aが占有していた絵画をBが盗み、BはこれをCに譲渡した。このとき、Cが善意であったとしてもAはCに対して占有回収の訴えを提起することが認められる。
- (7) 相続人が数人ある場合、限定承認は各相続人の過半数により行うことができる。
- (8) 変更に至らない程度で共有物の管理又は改良する行為に関しては、各共有者の持分の価格に従い、その過半数をもってこれを決定することとなる。

2 . 消滅時効と除斥期間の差異について述べよ。
(2 点)

3. 商法

1. 次の文章は商法の条文である。□□□□に入る適当な語句を解答欄に記入せよ。

(4点)

- (1) 船舶の賃借人が商行為を為す目的を以て其の船舶を航海の用に供したるときは其の利用に関する事項に付ては第三者に対して□□□□と同一の権利義務を有す
- (2) 海員が其の職務を行ふに当たり他人に損害を加えた場合に於て船長は□□□□を怠らざりしことを証明するに非されは損害賠償の責を免るることを得す
- (3) 船長が船舶及び積荷をして共同の危険を免れしむる為め船舶又は積荷に付き為したる処分に因りて生じたる損害及び費用は之を□□□□とす
- (4) 船長は傭船者又は荷送人の請求に因り運送品の船積後遅延なく一通又は数通の□□□□を交付することを要す

2. 次の文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。

(3点)

- (1) 端舟その他櫓櫂のみをもって運転し、又は主として櫓櫂をもって運転する舟には商法第四編(海商)は適用されない。
- (2) 全ての船舶について、船舶所有者は特別法の定めるところにより登記をし、かつ船舶国籍証書を受けなければならない。
- (3) 船籍港においては、船長の代理権として、特に委任を受けた場合を除き、船員の雇入、雇止を行う権限のみ有する。
- (4) 積荷保険とは、一切の積荷を目的とする保険である。
- (5) 保険者は、商法又は保険契約に別段の規定がある場合を除き保険期間中、保険の目的につき、航海に関する事故によって生じた一切の損害を填補する義務がある。
- (6) 船舶抵当権とは、船舶を目的とする抵当権であるが、不動産とは異なる以上、不動産の抵当権に関する規定が準用されるわけではない。

3. 海難救助の要件について述べよ。

(3点)

4 . 国土交通省設置法

1 . 次に掲げる法令の名称を、解答欄に記入せよ。 (5 点)

- (1) 国土交通省海事局総務課に油濁保障対策官を置くことを規定する法令
- (2) 海事事務所の名称及び位置を規定する法令
- (3) 国土交通省海事局に置かれる課を規定する法令
- (4) 運輸支局の管轄区域の特例を規定する法令
- (5) 地方運輸局の設置を規定する法令

2 . 国土交通省の地方支分部局である地方運輸局において、次に掲げる事務を所管している内部組織を、〇〇部の形で解答欄に記入せよ。 (5 点)

- (1) 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。
- (2) 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- (3) 海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること。
- (4) 海事代理士に関すること。
- (5) 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

5 . 船員法

1 . 次の文章中、に入れるべき適当な語句又は数字を解答欄に記入せよ。

(1 0 点)

- (1) 船長は、国土交通省令の定める場合を除いて、左の書類を船内に備え置かなければならない。
- 一 船舶国籍証書又は国土交通省令の定める証書
 - 二 海員名簿
 - 三 ア
 - 四 旅客名簿
 - 五 積荷に関する書類
- (2) 船舶所有者は、船員の委託を受けてその貯蓄金の管理をする場合において、貯蓄金の管理が預金の受入れであるときは、イをつけなければならない。
- (3) 船舶所有者は、左の各号の一に該当する場合には、雇入契約を解除することができる。
- 一 船員が著しく職務に不適任であるとき。
 - 二 船員が著しく職務を怠ったとき、又は職務に関し船員にウのあったとき。
 - 三 海員が船長の指定する時まで船舶に乗り込まないとき。
 - 四 海員が著しく船内の秩序をみだしたとき。
 - 五 船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。
 - 六 前各号の場合を除いて、やむを得ない事由のあるとき。
- (4) エは、海員の乗船中その船員手帳を保管しなければならない。
- (5) 海員は、船長に対し勤務のオに関する証明書の交付を請求することができる。
- (6) 船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、カを備え置いて、船員に対する給料その他の報酬の支払に関する事項を記載しなければならない。
- (7) 海員の一週間当たりの労働時間は、基準労働期間について平均キ時間以内とする。
- (8) 船員法によって国土交通大臣の行うべき事務は、外国にあっては、国土交通省令の定めるところにより、日本のクがこれを行う。
- (9) ケは、労働組合法に定める権限を行う外、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律及び労働基準法の施行又は改正に関する事項を調査審議する。
- (10) 船員の船舶所有者に対する債権は、コ年間（退職手当の債権にあっては、五年間）これを行わないときは、時効によって消滅する。船舶所有者に対する行方不明手当、遺族手当及び葬祭料の債権も同様とする。

2 . 次の文章のうち正しいものには を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。

(3 点)

- (1) 人命又は船舶の救助に従事したとき、船長は国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。
- (2) 船長は、雇入契約が成立したときは、雇入契約により定められた労働条件を海員名簿に記載して、これを海員に示さなければならない。但し、雇入契約の変更があったときはこの限りでない。
- (3) 国土交通大臣は、法令又は労働協約に違反する就業規則の変更を命ずることができる。

3 . 常時 1 0 人以上の船員を使用する船舶所有者が就業規則において定めなければならない事項を 4 つ記せ。

(4 点)

4 . 船員手帳の交付の申請をしようとする日本人が、申請書を提出する際、申請書に添付しなければならない書類を 3 つ記せ。

(3 点)

6 . 船舶職員及び小型船舶操縦者法

- 1 . 次の文章中の に入れるべき適当な語句を解答欄に記入せよ。(各1点)
- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法は、船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の資格並びに ア として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び遵守事項等を定め、もって船舶の イ を図ることを目的とする。
 - (2) 船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶 ウ に、船舶貸借の場合には船舶借入人に適用する。
 - (4) 海技免状及び操縦免許証の有効期間の更新を申請する者は、当該海技免状及び操縦免許証の有効期間が満了する日以前 エ 以内に、申請書類を提出しなければならない。
 - (5) 六級海技士(航海)の資格についての免許を受けようとする者が修了していなければならない免許講習の課程は、レーダー観測者講習、 オ 講習及び カ 講習である。
 - (6) 海技試験を受験する際の乗船履歴として認めない履歴は、 キ 歳に達するまでの履歴、試験開始期日からさかのぼり、 キ 年を超える前の履歴等である。
 - (7) 海技士は、本籍の都道府県名若しくは ク に変更を生じたとき、又は海技免状の記載事項に誤りがあることを発見したときは、遅滞なく、登録事項又は海技免状の訂正を申請しなければならない。
- 2 . 次の文章中の に入れるべき適当な語句を解答欄に記入せよ。(各1点)
- 海技試験(航海)を申請する者は、海技試験申請書に写真 ア 枚及び以下の
- (1) ~ (9)の書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。
 - (1) イ 若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある ウ の写し
 - (2) 海技士又は小型船舶操縦士にあっては、海技免状又は エ の写し
 - (3) 学校卒業(修了)者に対する オ の特例を受ける者にあつては、卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は修了証書の写し若しくは修了証明書及び当該学校における修得単位証明書
 - (4) 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第32条の規定による乗船履歴の証明書
 - (5) 医師により試験開始期日前 カ 以内に受けた検査の結果を記載した海技士身体検査証明書
 - (6) 身体検査の省略を受けようとする者にあつては、身体検査第一種合格証明書又は身体検査第二種合格証明書
 - (7) 筆記試験に合格している者にあつては、筆記試験合格証明書
 - (8) 一部の試験科目について筆記試験の免除を受けようとする者にあつては、当該科目に係る筆記試験科目免除証明書
 - (9) 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第55条の規定による学科試験の免除を受けようとする者にあつては、船舶職員養成施設の発行する修了証明書

3．船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の36に規定された小型船舶操縦者が遵守しなければならない事項を3つあげよ。 (各1点)

4．五級海技士(航海)の試験を受けるには、総トン数10トン以上の船舶に乗り組み3年以上船舶の運航に携わった履歴、又は、総トン数20トン以上の船舶に六級海技士(航海)の資格で船長又は航海士として1年以上乗り組んだ履歴が必要である。

今ここに、

総トン数17トンの船舶に乗り組み、2年4ヶ月船舶の運航に携わった履歴と、

総トン数46トンの船舶に、六級海技士(航海)の資格で、一等航海士として7ヶ月乗り組んだ履歴

の2つの異なる乗船履歴を有する者の場合

(1) この者は、五級海技士(航海)の試験を受けるのに必要な乗船履歴を有しているか否か。有しているなら、有していないなら×を解答欄に記入せよ。 (1点)

(2) その理由を述べよ。 (2点)

7. 海上運送法

1. 次の文章中 内に入るべき適当な語句を解答欄に記入せよ。 (6点)

- (1) この法律において、 ア とは、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係 イ の意見を聴いて国土交通大臣が指定するものをいう。
- (2) この法律の規定は、次に掲げる船舶のみをもって営む海上運送事業には、適用しない。ただし、人の運送をする船舶運航事業であって、第2号に掲げる舟のみをもって営むもの以外のものについては、この限りでない。
- 一 総トン数5トン未満の船舶
二 ウ のみをもって運転し、又は主として ウ をもって運転する舟
- (3) 一般旅客定期航路事業者は、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送をする場合において、特定の利用者に対し、 エ をしてはならない。
- (4) 一般旅客定期航路事業者がその事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の オ を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。
- (5) 国土交通大臣は、旅客の利益を保護するため必要があると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該一般旅客定期航路事業者が旅客の運送に関し支払うことのある損害賠償のため カ を締結することを命ずることができる。

2. 次の文章の内容について、該当する記号を選択し回答欄に記入せよ。 (4点)

- (1) 人の運送をする不定期航路事業を営む者は、国土交通大臣にいつ事業廃止の届出を行うことになっているのか。
- ア. 廃止する日の30日前まで イ. 廃止の日から30日以内
ウ. 廃止する日の60日前まで エ. 廃止後すみやかに
- (2) 事業計画の中に含まれないものはどれか。
- ア. 航路の起点、終点 イ. 事業に使用する船舶の明細
ウ. 事業に使用する陸上施設(乗降施設等) エ. 船舶運航計画
- (3) 旅客不定期航路事業の中で、届出することとなっているものはどれか。
- ア. 運賃・料金 イ. 船舶運航計画
ウ. 運送約款の設定・変更 エ. 事業の休止
- (4) 事業開始が許可となっているもの。
- ア. 特定旅客定期航路事業 イ. 船舶貸渡業
ウ. 人の運送をする不定期航路事業 エ. 人の運送をする貨物定期航路事業

8 . 港湾運送事業法

1 . 次の文章のうち、正しいものには 〇 を、正しくないものには × を解答欄に記入せよ。
(5点)

- (1) 港湾運送事業法上の「特定港湾」と港湾法上の「特定重要港湾」とは、同じ港湾である。
- (2) 港湾運送事業法の目的は、港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することである。
- (3) 検数・鑑定・検量事業を営もうとする者は、港湾ごとに免許を受けなければならない。
- (4) 特定港湾において港湾運送関連事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (5) 検数人、鑑定人又は検量人になろうとする者は、地方運輸局の登録簿に登録を受けなければならない。

2 . 次の文章は、港湾運送事業の免許基準に関する規定である港湾運送事業法第6条第1項の抜粋である。□内に入れるべき語句を下欄の語群から選び、その番号を回答欄に記入せよ。
(5点)

(免許基準)

第六条 国土交通大臣は、港湾運送事業の免許をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 当該事業の開始により港湾運送□ア量_アが港湾運送□イ量_イに対し著しく過剰にならないこと。
- 二 一般港湾運送事業等にあつては、少なくとも、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに国土交通省令で定める□ウ_ウ及び□エ_エを有するものであること。
- 三 当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 四 当該事業を営む者の責任の範囲が明確であるような経営形態であること。
- 五 当該事業の□オ_オ基礎が确实性を有すること。

注： □ウ_ウ 及び □エ_エ については、順不同。

語 群

依頼	引受	需要	供給	受託	委託	従業員	作業員
労働者	施設	荷役設備	荷役機械	経理的	業務的	安定的	

9 . 港則法

1 . 次の文章は港則法の条文である。□□□□内に入る適当な語句を回答欄に記入せよ。
(7点)

- (1) 港則法は、港内における□□□□の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。
- (2) 特定港とは、□□□□船舶が出入りできる港又は□□□□が常時出入する港であつて、政令で定めるものをいう。
- (3) 危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の指定を受けるべき場合を除いて、□□□□場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。但し、港長が□□□□以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差支がないと認めて許可したときは、この限りでない。
- (4) 特定港内において□□□□を船舶から水上に卸そうとする者及び特定港内において□□□□をけい留し、又は運行しようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2 . 港則法に関する次の(1)～(3)の文章のうち、許可を必要とするものにはAを、届出を必要とするものにはBを、許可も届出も必要としないものにはCを回答欄に記入せよ。
(3点)

- (1) 特定港の境界附近での工事
- (2) 特定港の境界附近における危険物の運搬
- (3) 特定港以外の法適用港の港域内において使用すべき私設信号の設定

10 . 海上交通安全法

1 . 海上交通安全法に関する次の文章中、内に入れるべき適切な語句を回答欄に記入せよ。(7点)

- (1) 海上交通安全法は、船舶交通がふくそうする海域における船舶交通について、特別の方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行なうことにより、船舶交通の安全を図ることを目的とする。
- (2) 海上交通安全法は、航路として東京湾に航路及び中ノ瀬航路を、伊勢湾に伊良湖水道航路を、瀬戸内海に明石海峡航路、備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路、航路及び航路を定めている。
- (3) ばら積みの高圧ガスでのものを積載する総トン数1000トン以上の船舶は、危険物積載船に該当する。
- (4) 伊良湖水道航路を航行しようとする巨大船の船長は、航路外から航路に入ろうとする日のまでに、船舶の名称等を海上交通センターの長に対して通報しなければならない。

2 . 海上交通安全法に関する次の文章中、内に入れるべき適切な語句を下欄から選び、その番号を回答欄に記入せよ。(3点)

- (1) 巨大船とは以上の船舶をいう。
- (2) 航路の速力の制限がある各区间では、船舶は、特別の場合を除き、を超える速力で航行してはならない。
- (3) 航路の周辺の政令で定める海域において工事をしようとする者は、特別な場合を除き、当該行為について海上保安庁長官のを受けなければならない。

総トン数5000トン	総トン数10000トン	総トン数20000トン
長さ100メートル	長さ200メートル	長さ300メートル
対地速力10ノット	対地速力12ノット	対地速力15ノット
対水速力10ノット	対水速力12ノット	対水速力15ノット
指示	指定	許可

11. 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

1. 次の文章中 にあてはまる語句を下の語群の中から1つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を に届け出なければならない。
- (2) 法定検査の結果に不服がある者は、当該検査の結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して 以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。
- (3) 海洋施設を設置しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより に届け出なければならない。
- (4) 自家用廃油処理施設により廃油の処理を行なおうとする者は、施設の設置の工事の開始日の 前までに国土交通大臣に届け出なければならない。
- (5) 定期検査、中間検査又は臨時検査を受けようとする者は、海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査申請書を に提出しなければならない。

- | | | |
|----------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------|
| (1) (イ)国土交通大臣
(ロ)環境大臣
(ハ)海上保安庁長官 | (3) (イ)国土交通大臣
(ロ)海上保安庁長官
(ハ)地方運輸局長 | (5) (イ)海上保安庁長官
(ロ)管区海上保安本部長
(ハ)地方運輸局長 |
| (2) (イ) 十日
(ロ)二十日
(ハ)三十日 | (4) (イ)二十日
(ロ)四十日
(ハ)六十日 | |

2. 次の(1)から(5)の記述のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 政令で定める油等の焼却をしようとする者は、その焼却に関する計画が政令に定める基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。
- (2) 港湾管理者及び漁港管理者以外の者は、廃油処理事業を行おうとするときは、廃油処理施設ごとに、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。

- (3) 廃油処理事業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の引受けの条件について廃油処理規程を定め、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- (4) 最大径10メートル以上の大きさの船舶等を海洋に捨てようとする者は、その廃棄に関する計画が、政令で定める廃棄海域及び廃棄方法に関する基準に適合するものであることについて、あらかじめ、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。
- (5) 船舶に設置するふん尿処理装置、粉碎装置又はオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤若しくは油ゲル化剤を製造する者は、その型式ごとに国土交通大臣の型式承認を受けることができる。

12. 船舶法

1. 次の文章は船舶法の条文である。□□□□に入れるべき適切な語句を以下の語群から1つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。

(10点)

- (1) 日本船舶ノ□□□□ハ登記ヲ為シタル後船籍港ヲ管轄スル□□□□ニ備ヘタル□□□□ニ登録ヲ為スコトヲ要ス
- (2) 日本船舶ハ法令ノ定ムル所ニ従ヒ日本ノ国旗ヲ掲ケ且其名称、□□□□、番号、総トン数、喫水ノ尺度其他ノ事項ヲ□□□□スルコトヲ要ス
- (3) 船舶国籍証書ニ記載シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ船舶所有者ハ其□□□□日ヨリ□□□□内ニ其□□□□ヲ申請スルコトヲ要ス船舶国籍証書カ□□□□シタルトキ亦同シ
- (4) 外国ニ於テ船舶ヲ取得シタル者ハ其□□□□ニ於テ仮船舶国籍証書ヲ請受クルコトヲ得

1. 一个月	2. 三个月	3. 信号符字	4. 滅失	5. 所有者
6. 船籍港	7. 船籍簿	8. 進水ノ年月	9. 届出	10. 船長
11. 船級協会	12. 二週間	13. 毀損	14. 船舶原簿	15. 寄港地
16. 通知	17. 管海官庁	18. 船舶登記簿	19. 取得地	20. 再請受
21. 登記所	22. 三週間	23. 嘱託	24. 告示	25. 日本船名録
26. 抹消	27. 書換	28. 六个月	29. 標示	30. 失効
31. 延期	32. 運航者	33. 検認	34. 事実ヲ知りタル	
35. 最初ニ到着シタル地	36. 事由ノ発生シタル	37. 変更登録ヲ為シタル		

2. 次の文章は、船舶法体系について記載した内容であるが、□□□□に入れるべき適切な語句を以下の語群から1つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。

(10点)

- (1) 日本船舶のうち、総トン数□□□□未満の船舶は、船舶登記、船舶登録等の制度の適用除外となっている。
- (2) 会社以外の法人で日本の法令により設立し、その□□□□の全員が日本国民であるものが所有する船舶は日本船舶とする。
- (3) 船籍港は東京都の特別区を除き□□□□の名称による。

- (4) 船舶測度官は、船舶の総トン数の測度を行ったときは、及び総トン数計算書を作成する。
- (5) 新たに船舶の登録を申請する場合は、船舶所有者は申請書に等を添えて管海官庁に申請する必要がある。
- (6) 日本船舶が滅失若しくは沈没したとき、解撤されたとき、を喪失したとき又は船舶法第20条に掲げる船舶となったときは、船舶所有者は抹消登録を行う必要がある。
- (7) 総トン数100トン未満の鋼製船舶の所有者は、船舶国籍証書の交付を受けた日又は前回の検認を受けた日からを経過した後、国土交通大臣の定める期日までに船舶国籍証書を管海官庁に提出し、検認を受けなければならない。
- (8) やむを得ない事由により国土交通大臣の定める期日までに検認を受けるため船舶国籍証書を提出できない場合は、船舶所有者は管海官庁に提出期日の延期を申請することができる。
- (9) 抹消登録を行ったときは、船舶所有者は遅滞なく船舶国籍証書をしなければならない。
- (10) 平成16年4月1日からは全国どの管海官庁に対しても申請できるようになった。

1. 提示	2. 船長	3. 株主	4. 返還	5. 社員
6. 2年	7. 3年	8. 4年	9. 5年	10. 廃棄
11. 朱抹	12. 代表者	13. 市町村	14. 従業員	15. 乗組員
16. 20トン	17. 30トン	18. 50トン	19. 都道府県	20. 船舶登記
21. 100トン	22. 500トン	23. 日本の国旗	24. 国籍証明書	
25. 船舶の登録	26. 船舶件名書	27. 建造許可書	28. 日本の国籍	
29. 港則法上の港	30. 総トン数の測度	31. 船舶国籍証書		
32. 期日を指定した	33. 港湾法上の港湾	34. 船籍港を管轄する		
35. 船舶登記簿謄本	36. 河川法上の河川	37. 総トン数の改測		
38. 検認地を管轄する	39. 船舶登記嘱託書	40. 船舶検査証書		

13 . 船舶安全法

1 . 次の文章は、船舶安全法に関するもの(「」内は引用)である。□内に入れるべき最も適当な語句を語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。なお、同じ語句を2回以上用いてはならない。(15点)

- (1)船舶安全法第三条(満載吃水線の標示)において、「満載吃水線ヲ標示スルコトヲ要ス」船舶として、第一号に「□A□又ハ□B□ヲ航行区域トスル船舶」、第二号に「□C□ヲ航行区域トスル□D□ノ船舶」、第三号に「□E□ノ□F□」が定められている。
- (2)船舶安全法第二十九条ノ四(手数料)の第一項において、検査等を受けようとする者は□G□又は□H□に手数料を納めなければならないとされている。なお、□G□及び政令に定められた□I□が□J□又は□K□の検査等を受ける場合は不要であるとされている。
- (3)船舶安全法第三十二条(施設強制の規定の不適用)において、同法第二条第一項の規定は「政令ヲ以テ定ムル□L□ノ□F□」に当分の間は適用しないことが定められている。また、同法第三十二条ノ二には、同法第四条に定める無線電信又は無線電話施設の規定について、□C□を航行区域とする□M□の船舶又は□N□を航行区域とする船舶(旅客船を除く)、□L□の□F□その他これに類する船舶で政令に定められたものには適用されないことが定められている。
- (4)危険物船舶運送及び貯蔵規則において、危険物(ばら積み液体危険物を除く。)の荷送人は、危険物明細書、コンテナ危険物明細書又は自動車等危険物明細書を□O□又は船舶所有者に提出しなければならない、と定められている。

語群(法律では表記が異なる場合があります)

- 1 . 総トン数20トン以上 2 . 総トン数20トン未満 3 . 総トン数5トン未満 4 . 総トン数5トン以上
5 . 長さ12メートル以上 6 . 長さ12メートル未満 7 . 長さ24メートル以上 8 . 長さ24メートル未満
9 . 長さ30メートル以上 10 . 長さ30メートル未満 11 . 12人を超える旅客定員
12 . 視界制限状態 13 . 国 14 . 国土交通大臣 15 . 船舶管理人 16 . 船長
17 . 管海官庁 18 . 機構 19 . 登録を受けた船級協会 20 . 登録検定機関
21 . 独立行政法人 22 . 操縦性能制限船 23 . 特殊構造船 24 . 漁船 25 . 水先区域
26 . 遠洋区域 27 . 近海区域 28 . 沿海区域 29 . 平水区域 30 . 湖川港湾

2 . 次の各文は、船舶安全法に関するものである。□内に入れるべき最も適当な漢字2字を回答欄に記入せよ。(5点)

- (1)定期検査と定期検査の間に行う簡易な検査を□検査という。
(2)国際航海に従事しない船舶については、安全管理□の交付を受ける義務はない。
(3)□船舶とは総トン数20トン未満の船舶をいう。
(4)船舶救命設備規則において、第二種船とは国際航海に従事しない□船をいう。
(5)船舶安全法第二十八条には危険物その他の□貨物の運送等に関する規定がある。

14. 船舶のトン数の測度に関する法律

1. 次の文章は、「船舶のトン数の測度に関する法律」の条文を引用したものであるが、
□内に入るべき適当な語句を下から選び番号を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 長さ□ア□の日本船舶の船舶所有者(当該船舶が共有されているときは□イ□、当該船舶が貸し渡されているときは□ウ□。以下同じ。)は、国土交通大臣から□エ□の交付を受け、これを□オ□に備え置かなければ、当該船舶を国際航海に従事させてはならない。
- (2) 長さ□カ□の日本船舶の船舶所有者は、当該船舶を国際航海に従事させようとするときは、国土交通大臣から国際総トン数及び純トン数を記載した書面(以下「□キ□」という。)の交付を受けることができる。
- (3) 国土交通大臣は、この法律及び条約を実施するため必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、国際トン数証書(条約の締約国である外国が条約の規定に基づいて交付した国際トン数証書に相当する書面を含む。)国際トン数確認書その他の物件を□ク□させることができる。
- (4) この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、□ケ□(運輸監理部長を含む。)に行わせることができる。
- (5) この法律において「□コ□」とは、外板、仕切り(可動式のものを含む。)若しくは隔壁又は甲板若しくは覆い(天幕を除く。)により閉囲されている船舶内のすべての場所をいう。

- | | | | |
|---------------|--------------|--------------|-------------|
| 1. 十二メートル未満 | 2. 十二メートル以上 | 3. 二十メートル未満 | |
| 4. 二十メートル以上 | 5. 二十四メートル未満 | 6. 二十四メートル以上 | |
| 7. 船長 | 8. 筆頭所有者 | 9. 船舶管理人 | 10. 船舶共有者 |
| 11. 船舶借入人 | 12. 用船契約者 | 13. 運航管理者 | 14. 海事代理士 |
| 15. 船舶国籍証書 | 16. 仮船舶国籍証書 | 17. 総トン数証書 | 18. 国際トン数証書 |
| 19. 外国船舶トン数証書 | 20. 船籍票 | 21. 国際トン数確認書 | |
| 22. 条約証書 | 23. 船舶内 | 24. 操舵室内 | 25. 船長室内 |
| 26. 捜査 | 27. 検査 | 28. 検認 | 29. 書換 |
| 30. 海上保安本部長 | 31. 船舶測度官 | 32. 地方運輸局長 | 33. 認定事業者 |
| 34. トン数算入場所 | 35. 貨物積載場所 | 36. 閉囲場所 | 37. 除外場所 |

15 . 造船法

次の文章の に入れるべき適当な語句を解答欄に記入せよ。 (10点)

- (1) 総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の ア の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック又は引揚船台を備える船舶の製造又は修繕の施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者は、国土交通省令の定める手続に従い、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
当該許可を受けた者は、その許可に係る工事を完了し、又は譲受若しくは借受による引渡を完了したときは、その日から イ 以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (2) 国土交通大臣が、施設の新設等の許可をする際の基準のひとつは、次のとおりである。
当該施設を新設し、譲り受け、又は借り受けることによって、当該造船事業の ウ がわが国における造船事業の健全な エ を阻害するような競争を引き起こすおそれがないこと。
- (3) ア の製造又は修繕をする事業を開始した者は、その事業を開始した日から オ 以内に、その施設の概要及び カ を国土交通大臣に届け出なければならない。
また、当該事業を営む者が、その事業を休止又は廃止したときは、 オ 以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (4) キ は、 ア の製造又は修繕をする事業を営んでいる者であって、造船法第二条第一項の施設を所有し、又は借り受けているものが、国土交通大臣に生産高や新造船工程表等を報告するものである。
 キ は、毎年 ク 及び ケ までに国土交通大臣に提出しなければならない。
- (5) 造船法又は造船法施行規則の規定により国土交通大臣に提出する書類は、所轄地方運輸局長を コ するものとする。

16 . 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

1 . 次の記述のうち船舶保安統括者に関する記述であるものには a を、船舶保安管理者に関する記述であるものには b を解答欄に記入せよ。 (各1点)

- (1) 船舶保安記録簿への記載を行う。
- (2) 船舶保安評価書の作成に関する業務を行う。

2 . 次の文書中の に入れるべき適当な語句又は数字を解答欄に記入せよ。 (各1点)

- (1) 国際航海日本船舶の ア は、 イ に、国土交通省令で定めるところにより、当該国際航海日本船舶の乗組員について、 ウ の実施を確保するために必要な操練を実施させなければならない。
- (2) 船舶保安規程は、 エ の オ を受けなければその効力を生じない。原子力船以外の船舶について、 オ を受けようとする者は、申請書を カ に提出しなければならない。
- (3) 船舶保安証書の有効期間は キ 年であるが、国際航海日本船舶の ア の変更があったときは、その変更があった日に有効期間は満了したものとみなす
- (4) 法定検査の結果に不服がある者は、当該検査の結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して ク 日以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。